

# 農地台帳の閲覧・記録事項要約書交付請求の手続きのお知らせ

令和6年7月12日  
沼津市農業委員会

農業委員会は、令和6年7月12日から、農地法第52条の規定による農地に関する情報提供の一環として、農地台帳の記載事項について、同条の3第1項に基づき、農地台帳の「閲覧」と「記録事項要約書交付」を行います。

## ●閲覧用農地台帳と農地台帳記録事項要約書の記載内容について

項目	窓口閲覧	記録事項要約書 eMAFF 農地ナビ (インターネット)
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○
所有者等の氏名・名称	○	×
共有者の氏名・名称	○	×
貸付けに関する所有者の意向	○	○
耕作者（賃借者）の氏名・名称	○	×
賃借権等の種類・存続期間	○	○
農地中間管理権の設定	○	○
遊休農地の措置の実施状況	○	○

## ●手数料

無料（手数料はかかりません）

## ●請求方法

- （1）農地の所在、地番を確認のうえ、所定の様式により、直接、農業委員会事務局の窓口へ請求してください。
- （2）申請は、1回の申請につき最大5筆とします。

## ●注意事項

- （1）所在、地番が不明な農地の請求はできません。
- （2）閲覧内容をカメラ等で撮影することはできません。
- （3）閲覧用農地台帳は持ち帰ることはできません。
- （4）閲覧用農地台帳と農地台帳記録事項要約書は、交付日時点で農地台帳に記録されている情報を提供するものであり、記載内容を証明するものではありません。

お問い合わせ 沼津市農業委員会事務局  
電話 055-934-4757  
FAX 055-933-1412